明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府七四）　一
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四五）　五
〔告　示〕
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（金融庁一〇〇）　五
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同一〇一）　九
○金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第六項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置の一部を改正する件（同一〇二）　一〇
○生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働三一三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同三一四）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第一項の規定による日本貸金業協会の業務規程の変更認可に関する公示（金融庁）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
特別支給手続開始決定関係　三五
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
日本弁護士連合会裁決関係　三七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三七
会社その他
会社決算公告　七

府令

○内閣府令第七十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の三第二項、第四十八条の二第二項、第四十九条の三第二項、第五十七条の三第一項、第五十七条の四及び第五十七条の十六の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄